

第 31 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和 5 年 2 月 3 日
2、招集場所	御嵩町役場 北庁舎 3 階 中会議室
3、開会	午前 9 時 00 分
4、会議に付された件名	
議第 100 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 101 号	農用地利用集積計画について
5、事務局	事務局長 渡 邊 一 直 事務局次長 佐 橋 良 太 書 記 長 瀬 弘 樹 (欠席)
6、会議録署名者	14 番 奥村 守由 委員 1 番 青木 友誉 委員
7、欠席委員	11 番 田中 宣行 委員
議 長	ただ今の出席委員は、農業委員 13 名、農地利用最適化推進委員 4 名で定足数に達していますので、これより第 31 回御嵩町農業委員会を開会します。 本日、田中宣行委員から欠席の届が出ておりますので報告いたします。会議録署名者に、14 番 奥村 守由 委員、1 番 青木 友誉 委員を指名します。 それでは、議第 100 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。
事務局次長	2 ページをご覧ください。議第 100 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について。 別表のとおり農地法第 5 条第 1 項の規定により申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。3 ページをご覧ください。 (朗読)
議 長	別添資料は 1 ページから 14 ページまでをご覧ください。以上です。 事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。1 号事案について、10 番 田中 豊雄 委員 説明願います。
10 番 田中委員	10 番田中です。1 号事案の説明いたします。事務局から説明があった箇所については省略します。資料の 5-1 をご覧ください。

	<p>申請地は、国道 21 号線可児御嵩バイパス、国道 21 号井尻交差点南西 50m 程のバイパス沿いのところ。権利を設定し、又は移転しようとする理由は、使用借人は現在借家に住んでおりますが家族が増え、今回使用貸人、父より申請地を借り受けて個人住宅を建設します。申請地北側は水路、東側は田、これは使用貸人所有地です。南側は公道、西側は水路です。転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害防除施設の概要ですが北側及び西側にはコンクリートブロックを積んで土砂及び雨水が隣地に流出しないようにします。汚水、雑排水は北側の国道に埋没してある下水排水管に接続します。雨水は、西側水路に放流します。丸山堰水利組合への誓約書・同意書が添付されてます。万一、その他より苦情問題が生じたときには当方が責任をもって処理及び解決し、ご迷惑をかけませんとの事です。</p> <p>事前説明を1月23日、現地確認は1月27日に行いました。添付書類として、県知事あて誓約書、登記書、登記図、配置図、平面図、丸山堰水利組合への誓約書、同意書、代替地検討書、融資証明依頼書兼融資証明書、委任状が提出されました。</p> <p>この件については、何ら問題ないと思います。皆さま方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
議 長	<p>委員からの説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。何か質疑ありませんか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>それでは採決に入ります。1号事案につきまして、適当と認める方は挙手願います。</p>
委員全員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>ありがとうございました。挙手全員であります。よって、1号事案は適当と認め進達いたします。</p> <p>次に2号事案について、12番 田中 幹三郎 委員 からの説明を願います。</p>
12番 田中委員	<p>12番 田中です。2号事案の説明をしますが、その前に、皆さまにお諮りしたい事柄がありますので、その点について説明し、ご協議いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>資料5-2の9ページをご参照ください。先ほど事務局より朗読のありましたように、本事案の転用目的は太陽光発電設備の設置用地であります。</p>

	<p>申請書にあります、排水計画ですが、申請地の西側に農業用水路があるのですが、この農業用水路に雨水を排水したいという内容になっております。この農業用水路は、いわゆる用排水兼用となっておりまして、上流から下流まで水を融通し合って、また、水を無駄に排水路に流してしまわないように皆さんが心がけて耕作が行われてきた土地であります。</p> <p>今回の申請にあたって、地元水利組合である菖蒲ため池水利組合からの同意書の内容がまさにそれらの配慮を求めるものであり、一つは雨水排水の放流を認めること、二つ目は隣接する北側の田の排水を申請地にパイプを埋設して、つまり申請地を經由して下流の田へつながる用水路に戻すことを求めています。</p> <p>以前、この用水の下流で農地転用の申請がありました。その際は、転用の目的が一般個人住宅であった為に、当初計画を変更して、申請地の南東側を流れる排水路に雨水排水先を変更していただいた上で許可相当として進達した経緯があります。</p> <p>地元水利組合の意見は尊重すべきとは考えますが、一方、過去の当委員会の判断に一貫性が無いと受け止められかねない状況ですので、本申請の雨水を西側用水路に排水することの是非について、皆さまのご判断を仰ぎたいと考えます。よろしく申し上げます。以上です。第一段階の説明は以上です。</p>
議 長	<p>2号事案そのものの説明をしていただくと概要が分かるのですが、ストレートにこれだけで。</p>
12 番 田中委員	<p>はい。それでは続けさせていただいてよろしいですか。</p>
議 長	<p>よろしく願いいたします。</p>
12 番 田中委員	<p>それでは説明いたします。戻りまして資料5-2をご覧ください。申請地の場所は、県道83号多治見白川線の大庭交差点から北へ800m程のところですよ。</p> <p>権利を設定し、又は移転しようとする理由は以下の通りです。新たに太陽光発電設備用地を探していたところ、日当たりがよく計画規模に適した本申請地を見つけ、また、地主さまも土地の管理が難しい状況であり、地球温暖化対策の推進に関する法律に定められた温室効果ガス排出抑制に資する太陽光発電による土地の有効活用に賛同してくださったため、というものです。事業期間は許可日から永久です。</p> <p>資金調達についてですが、〇〇〇〇会社は、唯一の社員が法人である株式会社〇〇〇であり、すべての事業資金を株式会社〇〇〇による出資、または増資によって賄う形態をとっております。言い方は悪いですが、いわゆるトンネル会社、ペーパーカンパニーという類にあたるのではないかと思います。</p> <p>今回の申請にあたって、自己資金は0円、株式会社〇〇〇に</p>

	<p>よる追加資金 1,274 万円余を計上しております。内訳は土地代金が 140 万円と設置費用が 1,134 万円余とのことです。この裏付け資料として、申請書提出時(令和 4 年 12 月 22 日)において最新の 2022 年 9 月 30 日付の金融商品取引法に基づく四半期有価証券報告書を添付してきており、これは 35 ページにわたる書類ですが、株式会社〇〇〇は、同日時点で現金及び現金同等物として 177 億飛んで 700 万円残高があり、事業に必要な資金は十分に確保していると申し述べております。そこはウソをついても仕方がない事柄ですので、概ねその通りに受け取ってよいと思います。</p> <p>次に転用によって生ずる付近の概要について説明します。申請地の北側は田、東側は公衆用道路、西側は岐阜県所有の地目は田、現況道路及び農業用水路、南東側は宅地、南西側は地目は田、現況雑種地です。南西側雑種地は今回の譲り渡し人である〇〇〇さんの所有です。平成 10 年に農地転用許可が下りていますが、未登記となっております。土地造成は整地のみ、切土、盛土は行いません。また、既存の畔をそのまま維持管理し、土砂の流出が無いように管理します。また、太陽光パネルの設置については、周辺農地や反射光について配慮して設置します。また、西側県道との境界からは 3m 控えて設置します、とのことです。隣地同意書が添付されております。転用にあたって周辺の土地に被害を及ぼすことの無いように十分留意しますが、万一被害等が発生した場合は事業者によって責任をもって解決します。とのことです。現地確認は 1 月 27 日に実施しました。</p> <p>以上のことから本申請内容に問題はないと思います。皆さまのご審議をお願いします。</p> <p>説明が終わりましたので、これより質疑に入りたいと思いますが、ちょっと分からないところがありますので、暫時質疑の流れは中断させていただきます。</p> <p>(中断・再開)</p> <p>それでは、再開をして皆さまの質疑に入りたいと思います。 はい、青木さん。</p> <p>1 番 青木委員 一つだけ教えてください。菖蒲ため池水利組合が北側から下流の方へ流すような施工をしてくださいますというのは、〇〇〇の方は承諾されているのでしょうか。</p> <p>12 番 田中委員 はい。菖蒲ため池水利組合の組合長さんと、北側の田の耕作者さんの 2 者と話をしたときに、通常ですと落水溝は、例えば生かしておくことは普通はあり得ない。南側の申請地を転用するにあたって、北側の田の畔の真ん中にある落水溝は塞ぐというのは一般的なんですけど、それでは困るんだということで耕作者さんと</p>
--	---

	<p>水利組合長さんがおっしゃって、でしたら、パイプを埋設して南側の落水溝に向けて導きますということで話し合いがなされたと聞いております。</p>
<p>議 長</p>	<p>それは、その方向性であれば、田中さんの思ってみえる方向へいくということですか。</p>
<p>12 番 田中委員</p>	<p>事前説明の際に西側の水路と真ん中の水路はやめてほしいといったんです。東に排水溝があるので、東の排水溝だけ出してこの2本はやめてほしいと言ったんですけど、真ん中については、上の田んぼの耕作者と水利組合長さんからの願いで計画していると。</p> <p>それから西側の落水溝に関しても、下流の田んぼの水量が減っては困るから従来通りいかしてほしいと、その2点言われたということで、私が思ったこととまるっきり逆なんですけど。</p> <p>当初は、真ん中と西側は塞いでいただきたいと事業者には反したんですが、そうじゃないんだ、水利組合からそのように要望されてるんだと論破されてきている状況です。</p>
<p>議 長</p>	<p>一番地元の伊左治さん。この辺のところは、田中さんの説明で状況は分かってきたんですが、この件について、先ほど奥村さんの方から説明はありましたが伊左治さんの方はどうでしょうか。</p>
<p>伊左治委員</p>	<p>別にもう、奥村さんの話で何かも水利組合から取ってあるということで私は、ええとあって、3年前は、下の住宅できるときに水路を下にくぐらせなかんという問題があった。そのことがあったのであかんかと思ったが、向こうへ流すということになったのでええじゃないかと思う。</p>
<p>議 長</p>	<p>半分ぐらいは、田中幹三郎さん。比較的、理解をされておりますね。そうではないですか。</p>
<p>12 番 田中委員</p>	<p>すいません。一番いいのは水利組合さんも用水路に流すのは困るよ、排水路に流してくれとおっしゃっていただければいいんですけど。</p>
<p>議 長</p>	<p>僕もそういう風に思うけど、それを水利組合がいいというところに田中君としては疑問が残るところやね。簡単に言えば。</p>
<p>12 番 田中委員</p>	<p>たまたま、悪しき前例になっては困るということと、過去のその転用目的は一般個人住宅でしたけども、排水先を変更させたという過去の経緯がありますので、それらとの整合性という面で今後また、同じような問題がどこかで起きるのではという懸念があ</p>

<p>議 長</p>	<p>りますので皆様のご意見をきいて、あくまでこの申請については、太陽光発電であるから、先ほど課長が言ったように生活排水は発生しないだろうということで、認めていただくのか、判断はいずれしないといけないので、是か非か決めないといけない。</p> <p>わかりました。農業委員会としては、これから先のことを田中さんが指摘してくれたという内容になっていくかと思いますが、今日この場で、強行的な形で採決をするというつもりは、私は今の状況からしてもう少し、基本的に資料が申請はしたけれども最終的な開発協議が済んでいないということでありますので、今日は保留という形で対応をさせていただきたい。</p> <p>その保留の間にですね、今のもう一度、中地区の皆さんはこの件じゃなくて、これから起こるときは、太陽光やったらこれですべていくんだということを、今回はケースバイケースで今回はということなのか、ちょっとこの件については、ということで、これからあることについては全てこれで行くんだということをちょっと調整していただいて、次回の時に再提出をされた時に、こういう風にするんだといこといいですか。田中さん。</p> <p>それでは執行部、事務局の方からよろしく願いいたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>はい。御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例に定められている事前届出の修正事項が多く、正式に受理されていないため、書類不備として保留とさせていただきます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>今、係長から説明があったように書類不備ということで、この2号事案については保留ということにしますが異議ありませんか。よろしいですね。</p> <p>それでは、3号事案について、12番 田中委員より説明をお願いします。</p>
<p>12番 田中委員</p>	<p>ご審議ありがとうございます。3号事案の説明をします。事務局より朗読のありました事項については省略します。</p> <p>資料5-3をご覧ください。申請地の場所は、中保育園から北西に直線距離で約450m、真名田ため池堰堤から南に約200mのところ。権利を設定し又、移転しようとする理由の詳細は、先ほどの2号事案と一言一句同様ですので省略します。事業期間は、許可日から永久です。資金調達についても、2号事案と金額以外は同様です。金額については、1,279万円余です。内訳は、土地代は、90万円、設置費1,189万円余とのことです。</p> <p>次に転用によって生ずる付近の概要について説明します。申請地の北側と東側は用悪水路です。西側と南側は田です。西側は、本申請の譲り渡し人金子稔さん所有の田、南側は、第3者所有の田です。南側の田の所有者からは、隣地承諾を得ております。土地の造成及び土砂等の流出の防止については、傾斜地ではないた</p>

め、それほど土砂の流出については、懸念がないと考えられます。排水計画について、資料 13 ページが分かりやすいと思いますが、横にして見ていただきますと申請地の下4分の1ぐらいのところに線が入っております。これは既存の畔なのですが、既設の畔をならし、北東側から南西側に緩やかに勾配をつけ、西側の田と南側の田の境にある既存の素掘り排水路に排水します。

また、既存の素掘り排水路には、防草シートを張り雑草の繁茂を防ぎます。防草シートを張ることは、地元水利組合の意見でもあります。敷地の南側ですが、隣地との境は畔がありません。いわゆる、割田になってますので、隣地との境界の内側に土を盛って畔をつくります。その畔でもって土砂等の流出を防ぐということですね。それから、パネルを設置しました後には、外部からの立入を防ぐためにフェンスを設置します。東西と北側は境界線より30cm控えたところに、また南側は50cm控えたところにフェンスを設置します。現地確認は1月27日に実施しました。その他転用にあって周囲の土地へ被害を及ぼすことがないように十分留意しますが、万一被害等が発生した場合は、事業者によって責任をもって解決します、とのことでした。

以上のことから本申請内容に問題はないと思いますが、本申請の代理人である行政書士は東京の行政書士で行政書士が現地に向いて説明をしていただいております。あるいは、東京証券取引所に提出する資料をもって資力があると主張する等の方法で転用の手続きをしようとするのは、現場で汗をかいて仕事をしている我々にとっては到底納得できないということを申し添えます。

例えば、株式会社〇〇〇と〇〇〇〇会社は親会社、子会社とはいえ、あくまで別法人ですので、取り交わした契約書の写しの一つ添えていただくこともあって然るべきかと思えます。こういった地元や現地を見ていない、無視した申請を受け付けないように事務局にはお願いをしたいと思います。とはいえ、書類上は一応整っていると判断しますので、本申請は認めていくべきものかと思えます。以上長くなりましたが、皆さまのご審議をお願いします。以上です。

議長

ありがとうございました。

委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。今、田中委員の説明の中で、我々が農業委員として、担当委員としてお願いがありますが、今、申請の説明あるいは、申請にあたる対応としてやっぱり、代理人と称する、司法書士、行政書士あるいは、それを受ける会社、企業そういった者が正式に申請があった人が説明に来ないまま、それを質疑をして持ってきて言うことについては、事務局に対して、必ず担当委員の事前説明、そして当日の現地確認の対応については、今後、きちんとした指導体制を基に、申請者に対して求めているということをしていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

事務局次長	<p>それでは、2号事案と関連しておりますので執行部の方から3号事案について補足説明等ありますでしょうか。</p> <p>こちら、御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例に定められている事前届出の修正事項が多く、受理されていないため、書類不備として保留とさせていただきます。以上です。</p>
議 長	<p>今、事務局より説明がありました通り、3号事案は、保留いたします。よろしくお願ひします。</p> <p>次に議第101号農用地利用集積計画の決定について、を議題とします。事務局より朗読願ひします。</p>
事務局次長	<p>4ページをご覧ください。議第101号農用地利用集積計画の決定について。</p> <p>農用地利用集積計画について別表のとおり決定するものとする。5ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p>
議 長	<p>説明が終わりましたのでこれより質疑に入りますが、1号事案について、伊左治幸次 推進委員、説明願ひします。</p>
伊左治委員	<p>12月4日に会長、農業委員、事務局皆さんに農作、耕作ができるように、草刈り等行ってもらい誠にありがとうございました。これと、地元の関係で今のグラウンドの件のところも喜んでいまして、非常にいいことだと思っております。これで、地域のみなさんも感謝しております。どうもありがとうございました。</p>
議 長	<p>ちょうど、全員の皆さま方が、荒廃農地再生のためにご努力をいただきました農地が地権者から農地中間管理機構に助けられて、それが地元の人に耕作依頼をするという手順になった事案であります。これに関しまして何かありますか。</p> <p>ないようでありますので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>補足させていただきます。</p> <p>通常の農地中間管理事業ですと、この審議の中でいきなり農地中間管理機構から次に誰に貸し出すかというところまでやるのが通常なんですけども、今回ですね、農地中間管理機構が2回ほど田起こしをやっていただけということもありまして、まず一旦、中間管理機構が今回借り受けるというところまでやりまして、田起こしが終わったのちに新たに中間管理機構から今回耕作される方への手続きがまた出てきますので、その際はまた審議のほどお願ひできればと思います。以上です。</p>

議 長	そういう状況を含めまして、議案として皆さま方の賛否を取りたいと思います。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。
委員全員	異議なし
議 長	<p>ありがとうございます。挙手全員であります。よって、1号事案は可決しました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。ありがとうございました。</p>

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長

14 番

1 番
